

～ 市民意見募集 ～

ご意見
大募集！



パプコメ君

高齢者福祉施設等の基準に関する条例骨子案

- 平成 23 年 5 月・8 月に、これまで国が全国一律の取扱いとして定めていた様々な基準を、地域の実情に応じて、各地方自治体が定めることとする、いわゆる「第 1 次・第 2 次一括法」が公布されました。
- 同法の施行を受け、高齢者福祉の分野においては、「特別養護老人ホーム」、「通所介護（デイサービス）」等の介護施設・事業所及び「養護老人ホーム」等の老人福祉施設等（以下「高齢者福祉施設等」という。）について、利用者の皆様に適切なサービスが提供されるよう、施設等の人員、設備及び運営に関する基準を、本市の条例で定めることとなりました。
- つきましては、市民の皆様から、本市の高齢者福祉施設等の基準に関する条例骨子案について御意見を募集します。

平成 24 年 9 月
京 都 市

目 次

- 1 高齢者福祉施設等の人員・設備及び運営の基準
に関する条例の制定についての概要…………… P 1
 - 2 条例制定の対象となる人員等基準…………… P 1
 - 3 基準の類型について…………… P 2
 - 4 基準条例制定に当たっての本市の考え方…………… P 3
 - 5 国基準から追加・変更する本市の独自基準案…………… P 4
 - 6 募集期間…………… P 6
 - 7 御意見の提出方法…………… P 6
 - 8 資料の配布場所について…………… P 6
 - 9 御意見の取扱いについて…………… P 6
 - 10 問合せ先及び送付先…………… P 7
- （参考1）条例制定の対象施設・事業…………… P 8
- （参考2）3類型に基づく主な基準…………… P 11

1 高齢者福祉施設等の人員・設備及び運営の基準に関する条例の制定についての概要

国において、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び同第105号）」（いわゆる「第1次・第2次一括法」）が公布され、地方自治体の自主性を強化するため、これまで国が全国一律の取扱いとして定めていた基準について、地域の実情に応じて、各地方自治体が定めることとなりました。

高齢者福祉の分野においては、同法の施行に伴う介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の改正により、これまで国が定めていた施設等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「人員等基準」という。）について、本市の条例により規定することとなりました。

本市においては、平成24年度中に人員等基準に関する条例を定め、平成25年度から施行する予定です。

※ 人員等基準とは、高齢者福祉施設等が施設・事業を運営するに当たって守るべき人員配置、居室等の設備及びサービスの提供方法等を定めた基準です。

2 条例制定の対象となる人員等基準

第1次・第2次一括法の施行に伴い、本市において条例を制定するのは、下表の①～⑩の厚生労働省令により定められた人員等基準です。

根拠法	人員等基準(省令)
介護保険法	① 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 ② 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ③ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 ④ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ⑤ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 ⑥ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 ⑦ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

根拠法	人員等基準(省令)
老人福祉法	⑧ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 ⑨ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
社会福祉法	⑩ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

※ 上記の人員等基準による対象施設・事業は、8ページ(参考1)に記載しています。

3 基準の類型について

2の表に掲げた国の基準(省令)においては、地方自治体を拘束する度合いに応じて次の3つの類型に分類されています。地方自治体はこの分類に従い、地域の実情に応じて、個別の基準を条例に定めることとなります。

従うべき基準

国基準に拘束される程度が強い基準で、条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない基準です。当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は認められますが、国基準を下回る内容を定めることはできません。

(例) 従業者の数, 特別養護老人ホーム居室の床面積 等

標準

国基準に拘束される程度が中程度の基準で、条例は、法令の「標準」の範囲内で定めることを原則としますが、合理的な理由がある場合は、地域の実情に応じて、国基準と異なる内容を定めることができます。

(例) グループホームのユニット数 等

参酌すべき基準

国基準に拘束される程度が弱い基準で、地方自治体が十分に参酌(参考に)したうえで、地域の実情に応じて、国基準と異なる内容を定めることができます。

(例) 設備及び備品, 運営規程, 衛生管理 等

※ 上記の3類型に基づく主な基準は11ページ(参考2)に記載しています。

4 基準条例制定に当たっての本市の考え方

本市においては、3に示した基準の類型に留意するとともに、以下の4点を基本的な考え方として基準条例を制定します。

本市の基本的な考え方

① 全国一律での運用との整合性の確保

サービス種別や報酬等、制度の根幹を成す基本的な枠組みは、全国一律の統一した基準により運用されており、また、サービスの質を担保するための詳細な基準を定めた国の人員等基準に基づき、多くの事業者が適切な運営を行っていることを踏まえ、地域ごとに基準が異なることで利用者や事業者に無用の混乱が生じないように配慮します。

② 京都市の施策との整合性の確保

本市の地域の実情を踏まえたうえで、本市の重要施策や「京都市民長寿すこやかプラン」※に掲げた施策を推進するために、全国一律の基準よりも踏み込んだ対応が必要なものについて、独自の基準を設けます。

※ 老人福祉法により策定が義務付けられている高齢者保健福祉計画と、介護保険法により策定が義務付けられている介護保険事業計画を一体的に策定した、本市における高齢者保健福祉分野の未来像を描いた計画。現在の計画期間（第5期）は、平成24年度～26年度の3年間。

③ サービスの質及び量の確保に対する考慮

国の人員等基準と異なる内容とする必要があるものについて、国の人員等基準を緩和する場合には、それによってサービスの質が低下するおそれがないか、また、国の人員等基準を強化する場合には、それによってサービスの量の確保に支障が生じるおそれがないかを考慮します。

④ 京都府の基準条例との整合性に対する考慮

京都市内を含む京都府内で広域的に事業展開している事業者の事業運営に混乱が生じないように、京都府が制定する基準条例との整合性を考慮します。

5 国基準から追加・変更する本市の独自基準案

(1) 今回規定する条例に共通する基準

① 暴力団の排除（役員等から暴力団員等を排除）〔参酌すべき基準〕

京都市民長寿すこやかプランでは、市民が安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実を図ることとしており、また、平成24年3月の京都市暴力団排除条例の制定を踏まえ、市民の皆様への安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、暴力団排除の規定を追加します。

② 人権の尊重に係る措置（人権・虐待防止の体制整備及び研修実施）〔参酌すべき基準〕

京都市民長寿すこやかプランでは、介護サービスの質的向上を図ることとしており、利用者の皆様の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進する観点から、従業者に対する利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者の配置等による体制整備及び研修実施に関する事業者の努力義務の規定を追加します。

③ サービス提供に関する記録の保存年限の延長（2年→5年）〔参酌すべき基準〕

国基準では、上記の記録の保存年限は2年と規定されていますが、報酬等（不正請求を含まない）が過大請求となった場合等の返還請求に係る消滅時効が5年であることから、給付等の適正を確保するため、保存年限を5年とするよう行政指導を行ってきたところです。介護報酬の支払及び措置費の徴収に関する責任を持つ基礎自治体としての役割を明確化するため、保存年限に関する規定を変更します。

(2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設も同じ。）のみに適用する基準

□ 居室面積の拡充（10.65㎡以上→13.2㎡以上）〔従うべき基準〕

京都市民長寿すこやかプランでは、その人らしい豊かな生活を実現できるよう、介護・福祉サービスの充実を図ることとしています。

特別養護老人ホームを利用される方にとって、利用前の居宅生活と連続した生活となるよう、自宅から持ち込む家具などを配置できるスペースを設けるとともに、居室内において車椅子等を容易に利用できるスペースの確保や、ベッドの多方向からの介護の実現など、介護の状況に応じた満足度の高い福祉サービスが受けられるよう、国基準の1人当たりの居室面積「10.65㎡以上」を、「13.2㎡以上」に拡充するため規定を変更します（ユニット型に限る。）。

(3) グループホームのみに適用する基準

□ ユニット数の拡充（2ユニット以下→3ユニット以下）〔標準〕

京都市民長寿すこやかプランでは、今後増加が見込まれる認知症高齢者への対応は喫緊の課題であり、認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の整備を強かに促進することとしています。

また、認知症の方への介護に当たっては、小規模で家庭的な雰囲気の中での生活の確保が重要です。

このため、本市においては、グループホームに求められるサービスの質の確保を図るとともに、着実に整備促進を図り市民ニーズに応える観点から、国基準の1グループホーム当たり「2ユニット以下」を「3ユニット以下」に規定を変更します。

※ 1ユニット（共同生活を行う住居単位）の定員は5人～9人

(4) ショートステイのみに適用する基準

□ ショートステイの食費の設定方法（1食単位で設定することの義務化）〔参酌すべき基準〕

ショートステイ（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）における食費をどのように設定するかについては、利用者と事業者の契約によるものであり、これまでから国の基準においては明確に定められていません。そのため、1日単位で食費を設定する事業者と1食単位で食費を設定する事業者との両方が存在しています。

これらのことから、本市では、利用者にとってより明確で分かりやすいサービスとなるよう、事業者に対し、1食単位での設定を行うよう行政指導を行ってきたところですが、この取組を更に推進し、食費を1食単位で設定することを事業者に義務付ける規定を追加します。

上記以外の項目については、国の基準が本市の実情と合致しており、独自基準を定める必要性がないことから、国基準と同一の規定とします。

国の基準については、長寿福祉課及び介護保険課ホームページを御参照ください。

【長寿福祉課のアドレス】

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-1-0-0_1.html

【介護保険課のアドレス】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-2-0-0.html>

6 募集期間

平成24年9月5日（水）～平成24年10月4日（木）（必着）

7 御意見の提出方法

郵送，FAX又は電子メールで提出してください（電話による御意見の提出は受け付けできませんので，御了承願います）。

様式は自由です。裏面の御意見記入用紙を御利用いただいても結構です。

電子メールで提出される場合は，直接テキスト形式で御意見を入力してください。

なお，提出いただいた書類は返却いたしませんので，御了承願います。

8 資料の配布場所について

意見の募集期間内に，条例の骨子案について記載したパンフレットを，各区役所・支所（福祉事務所），市役所案内所，京都市図書館，長寿福祉課及び介護保険課で配布しています。

また，条例の骨子案については，京都市情報館（京都市役所ホームページ）の長寿福祉課及び介護保険課のホームページにも掲載します。

【長寿福祉課のアドレス】

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-1-0-0_1.html

【介護保険課のアドレス】

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-4-2-0-0.html>

9 御意見の取扱いについて

この意見募集で収集した個人情報につきましては，「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い，他の目的に利用することは一切ありません。

また，御意見につきましては，意見募集の終了後に，御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ，上記のホームページで公表します。

なお，御意見に対する個別の回答はいたしませんので，あらかじめ御了承願います。

10 問合せ先及び送付先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市保健福祉局長寿社会部

長寿福祉課・介護保険課 市民意見募集担当

(電話) 075-213-5871

(FAX) 075-213-5801

(電子メール) kaigohoken@city.kyoto.jp

(参考1) 条例制定の対象施設・事業

事業名等	内容
居宅サービス	介護保険法における、要介護の方に対する介護サービスで、主に在宅の方に対して実施される介護保険サービス
介護予防サービス	介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から実施される、要支援1及び要支援2の方に対する介護保険サービス。居宅サービスの要支援版
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が、利用者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の身体介護、調理等の家事など生活全般にわたる生活援助等を行うサービス
訪問入浴介護	看護職員や介護職員が、浴槽を積んだ入浴車で利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービス
訪問看護	主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所から訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士などの専門職が利用者の居宅を訪問し、主として生活支援と医療処置を行うサービス
訪問リハビリテーション	主治医の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士、言語療法士が利用者の居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービス
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが利用者の居宅を訪問し、疾病の予防から治療まで、医学的な面での指導や助言を行うサービス
通所介護（デイサービス）	老人デイサービスセンターや介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に通所する利用者に、入浴及び食事の提供（これらに対する介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
通所リハビリテーション	主治医の指示に基づいて、病院、診療所、介護老人保健施設に通所し、支援相談員、介護職に加えて、理学療法や作業療法等のリハビリテーション専門職、看護師、医師等が協力してリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るサービス
ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や老人短期入所施設などに短期入所する利用者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
特定施設入居者生活介護	特定施設として指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話などを行うサービス
福祉用具貸与	自立の促進と介護負担の軽減のため、心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある利用者に、安全で安心でき、楽な日常生活動作を実現させるための車いすや介護用ベッドなどの福祉用具（13種目）を貸し出すサービス

事業名等	内容
特定福祉用具販売 (福祉用具購入)	自立の促進と介護負担の軽減のため、心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある利用者に、安全で安心でき、楽な日常生活動作を実現させるための福祉用具で、排泄用具や入浴用具など、貸与になじまないもの(5種目)を特定福祉用具として指定し、その購入費の9割分を支給するサービス
地域密着型サービス	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、平成18年4月施行の改正介護保険法により創設されたサービスのうち、要介護の方に対する介護サービス
地域密着型介護 予防サービス	地域密着型サービスのうち、介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から実施される、要支援1及び要支援2の方に対する介護保険サービス
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士などが入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うとともに、看護師などが主治医の指示に基づき療養上の世話又は診療の補助を行うサービス
夜間対応型訪問 介護	夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士等が入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービス
認知症対応型 通所介護(認知症 対応型デイサー ビス)	認知症高齢者が老人デイサービスセンターなどに通所し、入浴及び食事の提供(これらに対する介護を含む)、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者等に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
小規模多機能型 居宅介護	利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせ利用者に提供し、小規模で家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
認知症対応型共 同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者が共同生活を営む住居において、小規模な単位で家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
地域密着型特定 施設入居者生活 介護	要介護者専用で定員29人以下の有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等において、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うサービス
地域密着型介護 老人福祉施設	可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う、定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)。

事業名等	内容
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせて療養上の管理の下で利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
居宅介護支援・介護予防支援	居宅の要支援・要介護者が、介護保険の予防給付・介護給付対象サービス及びそれ以外の必要な医療・保健・福祉サービスを適切に利用等できるよう、要支援・要介護者からの依頼を受けて、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等を考慮し、利用するサービスの種類や内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うこと
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設
介護老人保健施設	入所する要介護者に対し、医学的管理の下における介護、看護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、居宅における生活への復帰を目指す施設
介護療養型医療施設	長期療養の必要性がある要介護者に対し、療養病床などの介護体制が整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療などを提供する施設
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者を入所させる施設（措置施設であるため、入所の可否等は市町村が決定する。）
軽費老人ホーム	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者に対し、低額な料金で、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、当該施設が提供する各種の介護サービスを受けることも可能である。
都市型軽費老人ホーム	都市部を対象として、通常よりも居室面積基準等が緩和された定員20名以下の小規模な軽費老人ホーム

(参考2) 3類型に基づく主な基準

分類	主な施設基準	
従うべき基準	人員基準	【共通】 (例) 従業者の員数, 管理者の勤務形態など
	設備基準	【施設・居住系(※)】 (例) 居室・病室等の床面積 ・特別養護老人ホーム(入所者1人当たり10.65㎡以上) ・グループホーム(1居室につき7.43㎡以上) 【ショートステイ】 (例) 居室の床面積(1人当たり10.65㎡以上) 【小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型デイサービス】 (例) 利用定員 ・小規模多機能型居宅介護(25人以下) ・認知症対応型デイサービス(12人以下)
	運営基準	【共通】 (例) 秘密の保持, 事故発生時の対応など
標準	設備基準	【ショートステイ】 (例) 利用定員(原則20人以上) 【小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型デイサービス以外の地域密着型サービス】 (例) 利用定員 ・地域密着型介護老人福祉施設(29人以下) 【グループホーム】 (例) ユニットの数(2ユニット以下) 【養護老人ホーム, 都市型軽費老人ホーム】 (例) 入所定員 ・養護老人ホーム(原則20人以上) ・都市型軽費老人ホーム(20人以下)
参酌すべき基準	設備基準	【共通】 (例) 設備及び備品等(居室等の定員など)
	運営基準	【共通】 (例) 運営規程, 衛生管理等, 掲示, 情報の提示など

※ 施設・居住系 … 特別養護老人ホーム, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, グループホーム, 地域密着型介護老人福祉施設, 養護老人ホーム, 軽費老人ホーム

